

2021年11月17日

滋賀県知事 三日月大造様

滋賀県営業時間短縮要請等に係る協力金を一刻も早く給付することを求める要望書

日本共産党滋賀県議会県議団 団長 節木三千代
幹事長 杉本 敏隆
松本 利寛
黄野瀬明子

滋賀県のまん延防止等重点措置および緊急事態措置に係る協力金の給付が大幅に遅れています。

当初、申請書類に不備がなければ、2~3週間で給付するとしていましたが、第1期 まん延防止等重点措置分（8月8日から8月25日）は、申請受付件数3911件に対して1252件の給付（11月9日時点）とどまっています。

滋賀県商工団体連合会は、11月5日、「申請が始まった9月1日すぐに申請をした業者が11月4日時点において給付されていない」「不備の連絡が10月末頃から一斉におこなわれているようで、なぜ2か月もたってから連絡があるのか」などの実態や疑問の声が出され、一刻も早く給付するよう要望されました。

滋賀県は協力金の給付遅延についてお詫びをし、「コールセンターにお問い合わせいただいたら、適切に回答させていただく」としています。しかし、「9月申請したが、何の連絡もないので、問い合わせたら、『オンライン申請を優先し、書類申請の業者はまだこれからだ』という回答があった」、「書類不備を改善して提出してもなんの返事もないので、問い合わせると『届いていない』との答えで、再度確認すると『私のところでとまっていた』との返事があった」など改善がまだなされていません。

滋賀県の要請で、ほぼ2か月間にわたり、飲食店等は時短営業や臨時休業の協力をしてきました。なのに、協力金給付の遅れによって、テナント料などの固定費の支払いできずに、身銭を切っている状況です。事業継続もこのままではできない深刻さです。緊急事態宣言が解除されたからと言って、通常通り、忘年会や新年会のお客さんも期待できない、協力金が命綱だという声も寄せられています。一刻も早く協力金を給付するよう下記の点の改善を強く求めるものです。

1 「想定以上に審査に時間を要している」としているが、なぜこのような事態を招いたのか、明らかにすること

2 県が責任をもって、一刻も早く給付すること。